

Tax

Issue P327 – 2020 年 11 月 19 日
日本語翻訳版

Tax Analysis

経済のデジタル化から生じる税務上の諸課題への対応 – OECD ブループ rint 報告書の公布： 第二の柱（pillar）の詳説

2020 年 10 月 12 日、OECD/G20 税源浸食と利益移転（BEPS）包括的枠組み（以下「包括的枠組み」）より、経済のデジタル化から生じる税務上の諸課題への対応について、第一の柱及び第二の柱のブループ rint に関する報告書が公布された。本 Tax Analysis では、第二の柱に関するブループ rint 報告書を詳説する。第一の柱に関するブループ rint 報告書及び OECD/G20 BEPS 包括的枠組みにより公布されたその他の第一の柱と第二の柱の関連文書については、過去の Tax Analysis を参照のこと。第二の柱に関するブループ rint 報告書では、多国籍企業グループの利益に対して最低税率によるミニマム課税を確保するための複数の国際課税ルールが提案された。これらのルールの適用対象は「デジタル化された企業」に限定されておらず、大規模な多国籍企業グループの税源浸食と利益移転問題の体系的かつ総合的な解決が目的とされている。しかし、第一の柱に関するブループ rint 報告書の提案と同様に、第二の柱に関するブループ rint 報告書の提案も、包括的枠組みに参加する加盟国による合意には達していない。

OECD は二つのブループ rint 報告書についてパブリックコメントを求めており（締切日：2020 年 12 月 14 日）、2021 年 1 月にオンライン公聴会を開催する予定である。2020 年 10 月 14 日、OECD は二つのブループ rint 報告書を G20 財務相に正式に提出した。包括的枠組みに参加する加盟国は引き続き、残された課題へ対応し、2021 年半ばまでに世界規模における合意に基づき解決に至ることを目標として掲げた。

本 Tax Analysis では、第二の柱に関するブループ rint 報告書に関する以下の内容について説明を行う。

- 第二の柱におけるルール・適用の優先順位と相互関係
- 所得合算ルールと軽減税支払ルールの適用範囲・実効税率の計算方法

Authors :

Zhang, Julie

Tax Partner

Tel : +86 10 8520 7511

Email : juliezhang@deloitte.com.cn

Sun, Candy Pingping

Tax Senior Manager

Tel : +86 10 8520 7704

Email : cansun@deloitte.com.cn

Zhang, Maple Bing Qian

Tax Manager

Tel : +86 21 23166435

Email : mapzhang@deloitte.com.cn

Ng, Elsa Ka Yee

Tax Manager

Tel : +852 2238 7346

Email : elng@deloitte.com.hk

- 所得合算ルールの適用方法
- 軽減税支払ルールの適用方法
- 租税条約の特典否認ルールの適用範囲及び適用方法
- 第二の柱におけるルールの実施

For more information, please contact:

JSG Tax team

華北地区

北京

浦野 卓矢

Director

Tel: +86 10 8512 5524

Email: turano@deloitte.com.cn

華東地区

上海

板谷 圭一

Partner

Tel: +86 21 6141 1368

Email: kitaya@deloitte.com.cn

川島 智之

Senior Manager

Tel: +86 21 6141 1172

Email: tomkawashima@deloitte.com.cn

華南地区

広州

左 迪

Partner

Tel: +86 20 2831 1309

Email: ezuo@deloitte.com.cn

1. 第二の柱におけるルール・適用の優先順位と相互関係

1.1 ルールの概要

第二の柱において、以下の4つのルールが提案されている。

(i) 所得合算ルール (income inclusion rule「IIR」)

親会社の所在地国の国外にあるグループ¹の構成事業体の利益に対して、包括的枠組みにおいて合意された「最低税率」を下回る実効税率が適用される場合、グループの親会社の所在地国において、「最低税率」までの上乘せ（トップアップ）課税が行われる。「最低税率」について包括的枠組みの加盟国による合意に達していないため、ブループリント報告書では、10%~12.5%の税率が仮の「最低税率」として設定された。なお、IIRは親会社の所在地国における親会社の利益には適用されない。

(ii) スイッチオーバールール (switch-over rule)²

スイッチオーバールールの適用により、国外所得免除方式から外国税額控除方式に切り替えることによって、親会社の所在地国においてトップアップ課税が行われる。

(iii) 軽減税支払ルール (undertaxed payments rule「UTPR」)

UTPRはIIRの補完的機能を果たす。UTPRの適用により、特定の状況下において、親会社の所在地国以外の課税管轄地域における最低税率までのトップアップ課税が認められる。

(iv) 租税条約の特典否認ルール (subject to tax rule「CTTR」)

関連者間の支払いが受領者の所在地国において最低税率未満で課税される場合、源泉地国における最低税率までのトップアップ課税が認められる。包括的枠組みにより、CTTRを適用するための最低税率は、IIRやUTPRを適用するための「最低税率」を下回る可能性が高い。

1.2 第二の柱におけるルールの適用優先順位と相互関係

IIRとUTPRは「グローバル税源浸食対抗ルール」(Global anti-base erosion rule「GloBEルール」)と総称され、その適用範囲・実効税率の計算方法・課税標準は同様である。その内、主要ルールであるIIRは優先的に適用される。IIRが適用できない場合のみ(詳細については、後述の4を参照のこと)、UTPRがIIRの補完として適用される。

CTTRは独立したルールであり、GloBEルールに優先して適用される。CTTRとGloBEルールの適用範囲・課税標準は異なる。また、CTTRでは実効税率ではなく「調整表面税率」が適用される。CTTRは独自の計算方法と適用範囲を有するため、CTTRの適用後GloBEルールが適用される場合と適用されない場合が存在する(詳細については、後述の5.3を参照のこと)。なお、CTTRの適用範囲はGloBEルールより狭い。

¹「グループ」とは、所有権または支配権による関係性を有する企業群であり、適用される会計基準に従って、財務報告のために連結財務諸表を作成する必要がある。また、証券取引所に上場している企業は、連結財務諸表の作成が要求される。

²スイッチオーバールールは適用範囲が比較的に狭いため、本Tax Analysisでは詳説を省略する。

GloBE ルールの主要ルールである IIR は、グループ親会社の所在地国に課税権を配分するものである。一方、CTTR は（一部の）課税権を源泉地国に配分するものである。そのため、CTTR は源泉地国の課税権に対する補償としての役割を有していると考えられる。

2. GloBE ルールの適用範囲・実効税率の計算方法

2.1 適用範囲

GloBE ルールの適用範囲は、以下の 2 つの観点で制限されている。

(i) 売上高の閾値

ブループリント報告書では、多国籍企業グループの前年度の連結売上高が 7.5 億ユーロを超えない場合、GloBE ルールの適用対象外となることが提案された。

(ii) 適用対象外事業体

投資ファンド・年金ファンド・政府事業体・国際機関・NPO 法人・中立的な税制が適用される事業体（例：米国の S 法人）などは適用対象外とされる可能性がある（以下「適用対象外事業体」）。しかし、適用対象外事業体の支配下にある適用対象外事業体に該当しない次位の企業グループは、その連結売上高が 7.5 億ユーロの閾値を超える場合、GloBE ルールの適用対象となる。また、世界的に普及しているトン数標準税制は、国際海運業者の利益を課税標準とするものではない。GloBE ルールは国際海運業者への適用の有無、国際海運業へ与える影響の度合いについては、更なるリサーチが必要である。

2.2 実効税率の計算

課税管轄区域ごとに実効税率を計算する方法は、包括的枠組みの加盟国間から高い支持を得ている。当該方法では、グループが国別に年間実効税率を計算し、「最低税率」と比較する必要がある。また、実効税率の計算に際して、国単位で構成事業体の対象租税（covered tax）と損益を考慮する必要がある。

(i) 実効税率の分子：対象租税

対象租税とは、グループの構成事業体の所得または利益に係る税金である。従って、売上税・VAT・物品税・デジタルサービス税・印紙税・給与税・固定資産税は対象租税に該当しない。対象租税に該当するのは、構成事業体の利益を対象とするその所在地国の国内外で課される税金である。その一例として、ある構成事業体の所在地国における対象租税を計算する際に、外国子会社合算税制（CFC 税制）の適用により親会社の所在地国で合算課税された税額が挙げられる。当該税額は構成事業体の所在地国における対象租税として集計される。

(ii) 実効税率の分母：課税標準

課税標準は、グループの各構成事業体の会計上の税引前当期純利益（または損失）が計算の基礎とされる。当該会計上の税引前当期純利益（または損失）は、グループの親会社の連結財務諸表を作成する際に使用されるデータである。親会社の連結財務諸表は一般に公正妥当と認められる会計基準に従って作成されることが求められる。ブループリント報告書では、当該会計上の利益に対して一定の永久差異調整を行うことが推奨されている。

第二の柱に関するブループリント報告書において、永久差異の調整として、配当・株式譲渡損益・株式報酬費用等、限定的な項目が提案されている。また、グループ内の組織再編に適用される現地の課税の繰延ルールを反映するためのメカニズムの構築は、継続的な課題とされた。第 1 の柱におけるルールの実施と適用に伴い、課税標準と対象租税は相応の調整を要する可能性がある。一時差異は原則として調整を要しないが、現地の税制によく見受けられる営業資産の即時償却や特別償却については、包括的枠組みにおける特別調整ルールが検討されている。また、報告書で政府補助金と税額控除のルールへの対応について言及されている。

(iii) 実体活動に基づく定式的カーブアウト：課税標準の減算

実効税率が「最低税率」を下回ることによりトップアップ課税が行われる場合、BEPS リスクの低い実体活動から生じる固定利益を GloBE ルールの対象から除外することが検討されている。

カーブアウト額は、以下の 2 つの要素から構成される。

- 賃金要素：所在地国で活動を行う適格従業員（独立契約労働者を含む）の賃金コストに、一定のマークアップ率を乗じて計算される。賃金コストには、賞与・福利費・雇用主負担の社会保障金が含まれる。
- 有形資産要素：不動産・建屋及び設備の減価償却額・土地のみなし償却額・天然資源の減価償却額に、一定のマークアップ率を乗じて計算される。

定式的カーブアウトについては、今後も引き続き検討（例：「一定のマークアップ率」に関する合意）が行われる予定である。

(iv) 繰越ルール

一時差異による実効税率の年度間変動を平準化するために、第二の柱に関するブループリント報告書では、以下の繰越ルールが提案されている。

- 損失の繰り越し：国単位で繰越損失を課税標準から控除する。繰越期間は無期限。
- 超過税額の繰り越し：当年度に納付すべき現地税額が最低税率によるミニマム税額を上回る場合、超過税額を認識する。過年度に IIR に基づくトップアップ課税が行われていた場合、課税済みのトップアップ税額の範囲内で、当年度に生じた超過税額に基づき IIR 税額控除金額を認識し、当年度または翌年度以降のトップアップ税額と相殺することができる。過年度に IIR に基づくトップアップ課税が行われていなかった場合、当年度に生じた超過税額は、翌年度以降の実効税率の計算上、分子の税額に加算できる。なお、IIR における税額控除の最大遡及期間及び最大繰越期間はまだ定められていない。報告書では、「最大遡及期間及び最大繰越期間を 7 年とし、経済サイクルの長い産業に対し、期間の延長を検討する」という案が提示されている。
- 経過措置：GloBE ルールの導入前に生じた企業の損失や一時差異の影響を緩和するために、包括的枠組みにおいて経過措置を設けることが検討されている。

(v) 実効税率の計算の簡素化措置

これまで OECD が開催した意見募集会では、多くの多国籍企業グループが GloBE ルールのコンプライアンスコストの削減を希望する意向を示した。その一例として、100 以上の国で事業を行っている多国籍企業グループは、100 以上の実効税率を計算する必要があるため、負担が大きいたことが挙げられる。包括的枠組みはブループリント報告書において、年間実効税率の詳細な計算が求められる国の数の削減のための簡素化措置を検討すると述べた。現段階で検討されている簡素化措置は以下の通りである。

a) 国別報告書の情報に基づくセーフハーバールール

国別報告書に記載されているデータをもとに、限定的な調整を行って概算実効税率を算出する。当該概算実効税率は「最低税率」を上回り、その差が一定水準に達した場合、GloBE ルールにより認められる。

b) グループ全体の税引前利益に占める割合が一定水準に満たない国を実効税率の計算対象から除外

多国籍企業グループ全体の税引前当期純利益のうち、ある国の税引前当期純利益の占める割合が一定の水準に満たない場合、または特定の閾値を下回る場合、GloBE ルールの適用対象外となる。

c) 単一実効税率の複数年度に亘る使用

ある国の基準年度における実効税率が一定の基準に達した場合、翌 3~5 年間（猶予期間）における実効税率の計算を不要とする。

d) 税務執行ガイダンス

税務機関が各国の税制（例：税率や課税標準に関する規定）を踏まえ、利害関係者に意見を求めた後、実効税率の計算を必要としない「低リスク国」を公表する。

3. IIR の適用方法

IIR はトップダウンアプローチを採用する。グループ親会社の所在地国で IIR が未導入である場合、親会社によって直接支配され、出資関係において親会社より一階層下の中間持株会社の所在地国においてトップアップ課税が行われることになる。その中間持株会社においても IIR が未導入である場合、同様のルールに基づき出資関係の上層会社から下層会社まで支配階層を辿っていく。子会社に一定割合以上の外部株主が存在する場合には、スプリットオーナーシップルールに基づきその子会社の所在地国で所得合算ルールが適用される。

図1

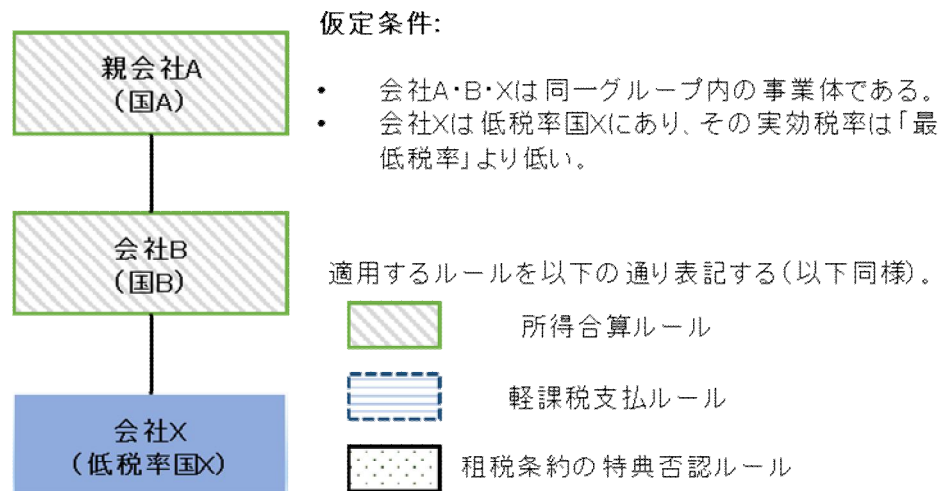


図1において、国AがIIR導入済みである場合、親会社Aは国AにおいてX社の利益に係るトップアップ課税が行われる。国AがIIR未導入であり、国BがIIR導入済みである場合、会社Bは一階層下の中間持株会社として、国Bにおいてトップアップ課税が行われる。

4. UTPRの適用方法

UTPRの適用は、以下の2つのシナリオに分けられる。

a) シナリオ1：

グループ親会社の所在地国以外の国における実効税率が「最低税率」を下回り、かつ当該グループの最終親会社と中間持株会社（ある場合）の所在地国がいずれもIIR未導入である場合、UTPRが適用される。

b) シナリオ2：

グループ親会社の所在地国における実効税率が「最低税率」を下回る場合、UTPRは、グループ親会社の所在地国における事業体（グループの親会社を含む）に適用される（詳細は図4を参照のこと）。

UTPRによるトップアップ税額は、一定の計算式に基づき、毎年グループ内の適用対象会社（UTPR納税者）に配分される。当該計算式に2つの配分メカニズムと3つの制限が存在する。

(i) 配分メカニズム1

UTPR納税者が軽減税構成事業体に控除可能な支払いを行った場合、トップアップ税額は、グループ内における全てのUTPR納税者が当該軽減税構成事業体に対して行った控除可能な支払いの総額に対する比率で配分される。

図2

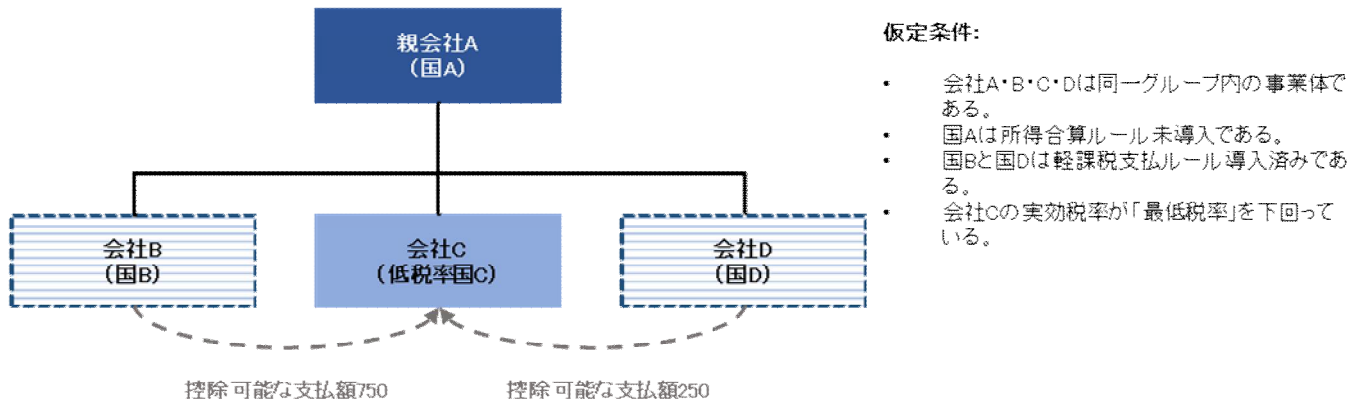


図 2 において、配分にかかる制限を考慮しない場合、会社 B は国 B で会社 C の利益についてトップアップ税額の 75%を追納し、会社 C は国 D で残りの 25%を追納する必要がある。

(ii) 配分メカニズム 2

上述の配分メカニズム 1 が適用されない場合、または配分の制限によりトップアップ税額が配分しきれない場合、配分メカニズム 2 が適用される。配分メカニズム 2 は、グループ内における全ての UTPR 納税者による関連者向け純支払額の合計額のうち、各 UTPR 納税者の関連者向けの純支払額（関連者間支払額と受領額とを相殺した金額）の占める比率に基づき、トップアップ税額を配分するものである。

図3

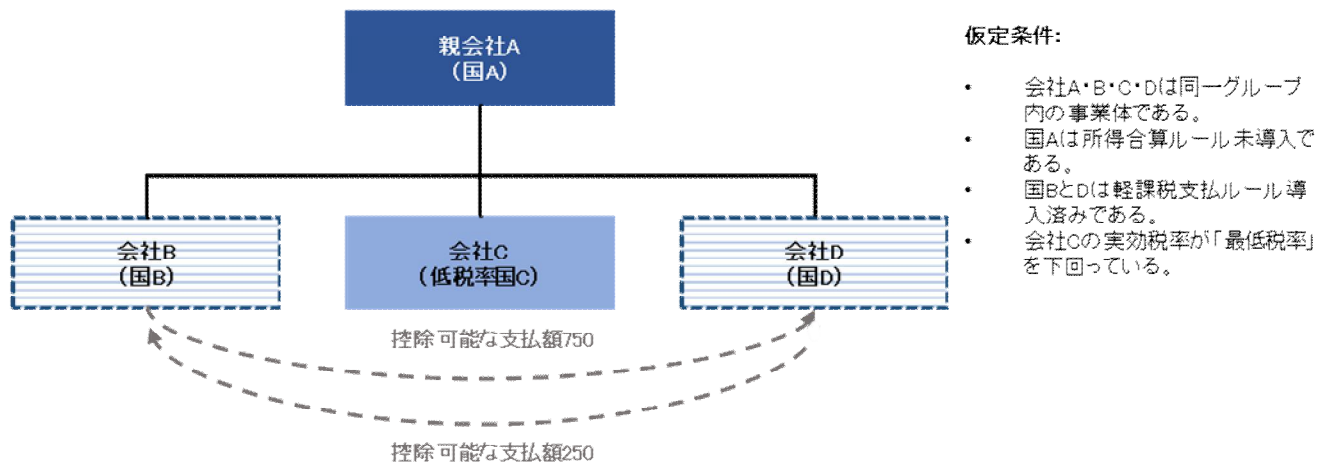


図 3 において、会社 B の純支払額は、関連者への支払額 750 と関連者からの受領額 250 とを相殺した 500 である。会社 D の純収入額は 500 であり、純支払額が生じない。従って、会社 D は、会社 C の利益に対するトップアップ税額の配分の対象とならない。配分の制限を考慮しない場合、全てのトップアップ税額は会社 B に配分される。

(iii) 3つの制限

UTPR の配分において、以下の 3 つの制限が存在する。

a) 制限 1

UTPR によるトップアップ税額は、実効税率が「最低税率」を下回る国に配分されない。

b) 制限 2

ある UTPR 納税者に配分されるトップアップ税額の上限は、当該納税者に適用される国内税率に「トップアップ税額の配分において考慮された全ての関連者向けの控除可能な支払額」を乗じた金額である。

c) 制限 3

UTPR がグループ親会社の所在地国に適用される場合には、追加の制限として、トップアップ税額が「最低税率」と実効税率の差に「グループ親会社が所在地国において他国にある関連者から受領した全ての控除可能な支払額」を乗じた金額を超えてはならない。

図4

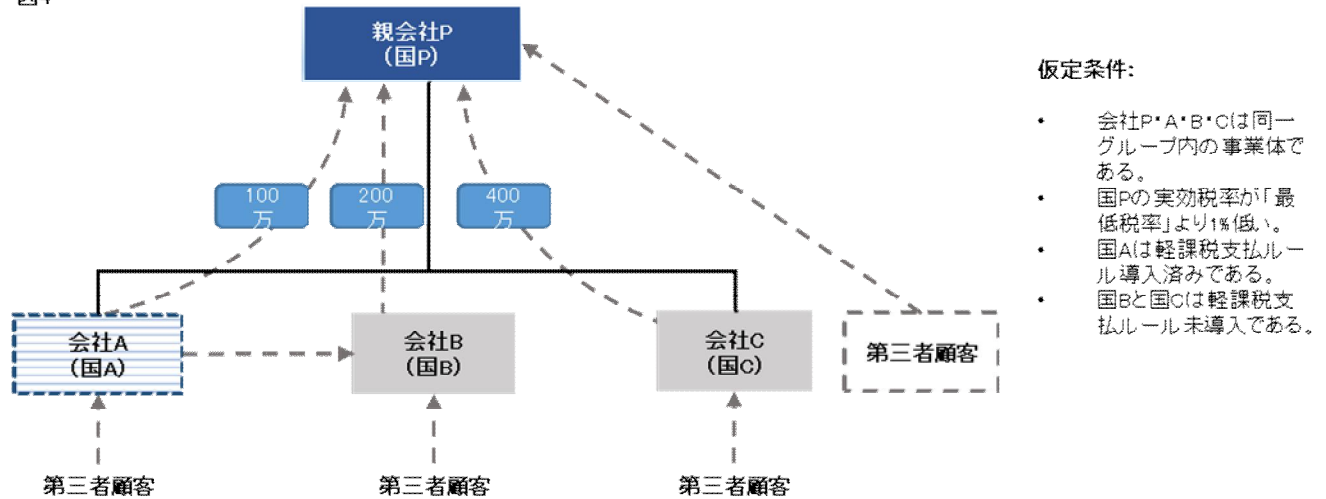


図 4³において、会社 A は親会社 P の利益について国 A でトップアップ課税が行われるが、その税額は 7 万（P 社が国外関連者から受領した全ての控除可能な支払額である 700 万に 1%を乗じた金額）を超えてはならない。

5. CTTR の適用範囲及び適用方法

5.1 適用範囲

多国籍企業グループが租税条約の特典を利用し、関連者間支払いを通じて源泉地国の税源を浸食する場合、当該支払額が CTTR の適用対象となる。CTTR の適用範囲に、以下の特徴がある。

(i) 課税標準が支払額

CTTR は関連者間支払いに適用される。GloBE ルールでは、グループ内事業体の利益が課税対象となるが、CTTR における課税標準は支払額である。

(ii) 関連者間支払いにのみ適用

関連者の定義は、OECD 及び国連モデル租税条約における「緊密な関連（closely related）」という定義に準拠している。50%以上の持分を保有する場合、関連者と判断される。

(iii) 特定の支払い形態にのみ適用

CTTR は特定の支払い形態にのみ適用される。税源浸食防止の観点から、以下の種類の支払いはリスクの高い支払いとされている。

- 利子
- ロイヤルティ
- その他の支払額（フランチャイズ料、またはサービスと併せて利用される無形資産に係るその他の支払額、保険料と再保険料、保証料、仲介手数料及び資金調達費用、動産賃借料及びマーケティング費用、調達費用またはその他の仲介手数料を含む）

(iv) 適用対象外の事業体

³ 当該事例の詳細については、第 2 の柱に関するブループリント報告書の事例 7.5.2A を参照のこと。

GloBE ルールと同様に、投資ファンド・年金ファンド・政府事業体・国際機関・NPO 法人・中立的な税制が適用される企業は CTTR の適用対象から除外される。また、個人向け支払いまたは個人による支払いも CTTR の適用対象外となる。

(v) 重要性に基づく閾値

企業の税務コンプライアンスコストを削減し、かつ CTTR が BEPS リスクの高い場合に適用されることを確保するために、包括的枠組みの加盟国は、重要性に基づく閾値の設定について更なる検討を行う予定である。現在、以下の 3 つの案が提示されている。

- a) 多国籍企業グループの規模に基づき閾値を設定
- b) 源泉地国の GDP 及び関連支払額の大きさに基づきレベル別に閾値を設定
- c) 関連支払額が企業の総支出に占める割合に基づき閾値を設定

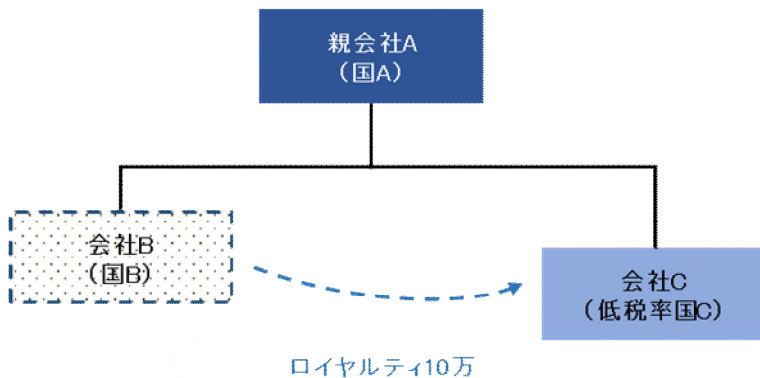
5.2 CTTR の適用方法

関連者間の支払いの受領者における調整表面税率が包括的枠組みの加盟国の間で合意された「最低税率」を下回る場合、源泉地国に最低税率までのトップアップ課税（源泉所得税の徴収）が認められる。

調整表面税率は、関連者間の支払いの受領者に適用される現地税制（例：優遇税率）に基づき、その所在地国の法定表面税率を調整して計算される。ブループリント報告書において「全ての関連者間の支払いに対して個別に実効税率を計算することが要求される場合、企業と税務当局の双方において高額のコンプライアンスコストが生じるという問題が発生する」と指摘されている。また、「最低税率」と調整表面税率との差は、関連者間の支払いの受領者の利益ではなく、支払総額に適用される。

5.3 CTTR と GloBE ルールの相互影響

図5



仮定条件:

- 会社Bと会社Cは関連会社である。
- 国Bは租税条約の特典否認ルールと軽課税支払ルールを導入済みである。
- 国Cと国Bとの間に、二国間租税条約がある。
- 租税条約の特典否認ルールを適用するための最低税率は7%である。
- 所得合算ルールを適用するための最低税率は12.5%である。
- 国Cの税率は0である。

図5において、会社Cの唯一の収入が会社Bから取得したロイヤルティであると仮定した場合、CTTRにより、国Bは当該ロイヤルティに対して7,000のトップアップ税額（10万×7%）を徴収できる。

a) シナリオ 1:

会社Cには関連費用が発生せず、その実効税率が7%であり、かつ国AがIIR導入済みである場合、国Aは引き続き会社Cの利益に対してトップアップ税額を徴収することができる。国AがIIR未導入である場合、国BはUTPRにより、トップアップ税額を徴収することができる。

b) シナリオ 2:

会社Cの関連費用が9万であると仮定した場合、会社Cの実効税率が70%となるため、IIRとUTPRは適用できない。

6. 第二の柱におけるルールの実施

IIRとUTPRは国内法の整備を通じて実施される。関連の多数国間条約がない場合、各国はブループリント報告書の提案をそのまま運用せずに、当該IIRとUTPRの実施、及びその実施方法に関する自主決定を行うことができる。そのため、ブループリント報告書では、IIR

と UTPR を統一して各国の国内法に導入するためのモデル規定及びガイダンスの作成が検討されている。また、新たな多数国間条約の締結に基づき、IIR と UTPR の運用・実施に関する協議の法的拘束力の付与が提案されている。

CTTR とスイッチオーバールールの実施に際して、現行の二国間租税条約の改正が必要となる。これは、[BEPS 防止措置実施条約\(MLI\)](#) を通じた推進が可能であるが、新たな多数国間条約の締結も有効な手段として考えられる。

7. デロイトの考察

包括的枠組みの加盟国の間には、GloBE ルールと CTTR に関するテクニカルと政治に関する課題が依然として残されている。その一例として、IIR との重複適用が懸念されている米国の GILTI (Global Intangible Low-Taxed Income) 税制について共存に向けた政治的合意が必要であると認識されていることが挙げられる。現在、包括的枠組みの加盟国は、IIR と GILTI 税制の共存に関するテクニカル上の検討 (例: グループの最終親会社が米国に所在せず、かつその所在地国が IIR 導入済みである場合の米国の中間持株会社における GILTI 税制の適用方法) を推進している。また、ブループリント報告書では、米国に対して、IIR が適用される関連者間支払いに係る米国の BEAT (Base Erosion and Anti-abuse Tax) ルールの適用制限を促している。CTTR は支払総額に対して適用されるものであり、支払総額は関連者間支払いの受領者の純利益を反映できないため、適切な最低税率の設定方法について課題が残されている。第二の柱におけるルールでは、企業の利益に対する一回のみの課税の確保と同時に、コンプライアンスと税金徴収管理面の企業と税務当局双方の負担の最小限までの削減を行う必要がある。そのためには、包括的枠組みの加盟国による更なる検討が必要である。

中国と諸外国による GloBE ルールと CTTR の実施及びその実施方法について、現段階での判断は難しいものと考えられる。現在と将来の経済の発展状況に応じて、各国による多様な選択肢が採用される可能性が想定されるためである。しかし、第二の柱に関するブループリント報告書において提示された課税理念とテクニカル上の各種措置を踏まえて、中国で事業を展開する企業は、自社を対象とした初歩的な試算を行うことが可能である。中国で事業を展開する企業は、グループ本社が中国に存在する企業 (以下「中国本土企業」) とグループ本社が中国国外に存在する企業 (以下「在中子会社」) に大きく分類される。これらの企業は、GloBE ルールの適用範囲に含まれるか否かについて判断することができる。適用範囲にあると判断した場合、在中子会社は中国で展開する全ての事業を対象として、中国における実効税率を計算することが可能である。GloBE ルールにおける「最低税率」は 12.5%以下に設定される可能性が高いため、実効税率の計算結果が 12.5%を上回る場合、在中子会社の中国事業が GloBE ルールの適用対象となる懸念は概ね解消できると考えられる。

中国本土企業の大部分の事業体が中国国内に存在する場合において、中国国外にある事業体の運営が小規模であるときは、GloBE ルールの適用対象は限定的となる。中国国外に多くの事業体が存在する場合、投資対象国ごとに実効税率を計算する必要があるが、特に低税率国に存在する事業体に注目する必要があると考えられる。また、これらの中国本土企業は、中国事業について中国における実効税率を計算し、UTPR の適用対象となる可能性の判断材料とすることが推奨される。

CTTR について、中国本土企業と在中子会社のいずれも、外国関連者向けの高額の支払いに対して、受領者の所在地国の税法を踏まえた上で、調整表面税率を計算することが推奨される。中国における CTTR の導入が決定した場合、調整表面税率が比較的に低い支払いに影響を与える可能性がある。

今後、多国籍企業は第二の柱におけるルールの関連動向に留意することで、上述の分析と計算を適時に調整し、これらの分析と計算に基づき、新しい国際課税ルールの下で正しい意思決定を行うことが推奨される。

デロイトは「Global Tax System Reshaping 2.0 Series」の記事を通じて、グローバル税制の重大な変革に関する最新情報、及び多国籍企業への潜在的な影響に関する分析を提供しております。さらに詳細の情報をご希望の場合にはお気軽にご連絡ください。

Tax Analysis is published for the clients and professionals of the Hong Kong and Chinese Mainland offices of Deloitte China. The contents are of a general nature only. Readers are advised to consult their tax advisors before acting on any information contained in this newsletter. For more information, please contact the regional leaders:

Deloitte China Tax Managing Partner

Eunice Kuo

Partner

Tel : +86 21 6141 1308

Fax : +86 21 6335 0003

Email : eunicekuo@deloitte.com.cn

Northern China

Andrew Zhu

Partner

Tel : +86 10 8520 7508

Fax : +86 10 8518 7326

Email : andzhu@deloitte.com.cn

Eastern China

Maria Liang

Partner

Tel : +86 21 6141 1059

Fax : +86 21 6335 0003

Email : mliang@deloitte.com.cn

Southern China

Victor Li

Partner

Tel : +86 755 3353 8113

Fax : +86 755 8246 3222

Email : vicli@deloitte.com.cn

Western China

Frank Tang

Partner

Tel : +86 28 6789 8188

Fax : +86 28 6500 5161

Email : ftang@deloitte.com.cn

About the Deloitte China National Tax Technical Centre

The Deloitte China National Tax Technical Centre ("NTC") was established in 2006 to continuously improve the quality of Deloitte China's tax services, to better serve the clients, and to help Deloitte China's tax team excel. The Deloitte China NTC prepares and publishes "Tax Analysis", "Tax News", etc. These publications include introduction and commentaries on newly issued tax legislations, regulations and circulars from technical perspectives. The Deloitte China NTC also conducts research studies and analysis and provides professional opinions on ambiguous and complex issues. For more information, please contact:

National Tax Technical Centre

Email : ntc@deloitte.com.cn

Managing Partner /Northern China

Julie Zhang

Partner

Tel : +86 10 8520 7511

Fax : +86 10 8518 1326

Email : juliezhang@deloitte.com.cn

Eastern China

Kevin Zhu

Partner

Tel : +86 21 6141 1262

Fax : +86 21 6335 0003

Email : kzhu@deloitte.com.cn

Western China

Tony Zhang

Partner

Tel : +86 28 6789 8008

Fax : +86 28 6317 3500

Email : tonzhang@deloitte.com.cn

Southern China (内地)

German Cheung

Director

Tel : +86 20 2831 1369

Fax : +86 20 3888 0121

Email : gercheung@deloitte.com.cn

Southern China (香港)

Doris Chik

Director

Tel : +852 2852 6608

Fax : +852 2851 8005

Email : dchik@deloitte.com.hk

If you prefer to receive future issues by soft copy or update us with your new correspondence details, please notify Deloitte CN, Marketing by email at cimchina@deloitte.com.hk.

デロイトについて

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュートマツ リミテッド（「DTTL」）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して「デロイトネットワーク」）のひとつまたは複数指します。DTTL（または「Deloitte Global」）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は、www.deloitte.com/cn/about をご覧ください。

デロイトは世界で最大級のプロフェッショナルファームの一つであり、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務及びこれらに関連するサービスをクライアントに提供しています。デロイトは世界における150を超える国・地域のグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して「デロイトネットワーク」）を通じて、フォーチュングローバル 500 の約 80%の企業にプロフェッショナルサービスを提供しています。約 312,000 名のプロフェッショナルからなるデロイトの詳細については、www.deloitte.com/cn/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジアパシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

デロイトは1917年に初めて上海に事務所を設立しました。現在、デロイト中国は中国現地の企業、中国における多国籍企業及び高成長企業に、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務及びこれらに関連するサービスを提供しています。デロイトは中国の会計基準、税制及びプロフェッショナルの育成に多大な貢献をしてきました。デロイト中国は中国本土で設立されたプロフェッショナルサービスファームであり、デロイト中国のパートナーが所有しています。デロイトの中国マーケットでの成果に関する多くの情報は、デロイト中国のソーシャルメディア(www2.deloitte.com/cn/zh/social-media) からご覧いただけます。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、DTTL、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して「デロイトネットワーク」）のいずれも、これにより専門的なアドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を与える可能性のある意思決定をし、或いは何らかの行動をとる前に、プロフェッショナルのアドバイスを受けることをご提案いたします。

本資料における情報の真実性や完全性に対し、我々はいかなる（明示的或いは暗示的）言及、保証と承諾をしないものとします。いかなるDTTL、そのメンバーファーム、関係法人、従業員又は代理者は本資料に依拠することにより生じた如何なる直接的又は間接的な損失に対しても責任を負いません。DTTLならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。